

住民票など旧姓併記可能制度スタート

働く女性 歓迎の声

申請は低調、周知不足か

住民票やマイナンバーに旧姓が併記できる制度が始まった五日、県内の各市町でも希望者が手続きを行った。結婚後も仕事で旧姓を使ってきた女性からは歓迎の声が上がった。



旧姓が記載されたマイナンバー通知カードを持つ藤原さん(亀山市)

空調設備の設計、施工会社で働く四日市市の藤原永知子さん(五三)旧姓・井内

は、午前八時半に市役所の窓口が一番乗りし、住民票への旧姓の記載と、旧姓を記したマイナンバーカードの発行を申請した。子育てが一段落し「もう一度しっかり仕事をしようと思ったときに、家族の枠組みを離れて個人として歩みたい」という思いから、旧姓で仕事をしてきた。

しかし、安全に関わる書類の提出が多い建設現場では、旧姓で働くと、建築業者や発注元から確認の問い合わせが多くなり、仕事に支障を来すことが多かった

という。住民票とマイナンバーカードへの旧姓記載で、証明がしやすくなることを期待する。

「姓が変わった者にしか分からないかもしれないが、今の姓も旧姓も両方いいですよとなるのはものすごくうれしい」と藤原さん。「保険証や自動車免許も併記できるようになって、旧姓で働きたい人が活躍しやすい流れになってほしい」と話した。

一方で各市町での申請は低調だった。五日午後二時までに津市では一件、四日市市では二件、松阪市では同日夕方までに二件。亀山市では申請者はいなかった。ポスターやホームページで伝えてきたが、同市民課の担当者は「正直もっと申請が来ると思っていた

が、周知がまだまだだったのかな」とこぼす。各市町は、婚姻届の提出時に制度を説明するチラシを配るなどして、周知を図る。津市民課の担当者は「これから姓を変える人は申請するケースが増えると思う。窓口やホームページでしっかり知らせていきたい」と話した。

(上井啓太郎、熊崎未奈)